

議案第 1 1 号

川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

川崎市公衆浴場法施行条例（平成 2 4 年川崎市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同条第 6 号中「上り用水」を「上がり用水」に改め、同条に次の 7 号を加える。

- (8) 飲料水 水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 3 条第 9 項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）その他飲用に適する水をいう。
- (9) 貯湯槽 原湯等を貯留する槽をいう。
- (10) ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。
- (11) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。
- (12) 調節箱 洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。
- (13) 循環配管 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。

(14) 循環式浴槽 温泉水又は水道水の使用量を少なくする目的で、浴槽の湯水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。

第4条第4項ただし書中「第7号」を「第8号」に、「第11号」を「第13号」に、「第14号」を「第16号」に、「第16号」を「第18号」に改める。

別表第1第1項第1号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項第2号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に、「水道水」を「飲料水」に改め、同項第3号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項第5号ただし書中「ろ過器を」を「ろ過器等を」に、「ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「ろ過器等」という。）」を「ろ過器等及び循環配管」に改め、「ろ過器等」の次に「及び循環配管内」を加え、同項第6号中「遊離残留塩素濃度」の次に「又はモノクロラミン濃度」を加え、「1リットル中0.2ミリグラム」を「遊離残留塩素濃度にあつては1リットル中0.4ミリグラム以上、モノクロラミン濃度にあつては1リットル中3ミリグラム」に改め、同号ただし書中「、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合」を削り、同項中第20号を第22号とし、第19号を第21号とし、同項第18号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に、「遊離残留塩素の検査記録は、検査」を「遊離残留塩素濃度及びモノクロラミン濃度の測定記録は、検査及び測定」に改め、同号を同項第20号とし、同項中第17号を第19号とし、第14号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同項第13号中「洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整箱」を「調節箱」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号中「ろ過器等」の次に「及び循環配管内」を加え、「気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒

を発生させる設備（以下「」及び「（以下「貯湯槽」という。））」を削り、同号を同項第14号とし、同項中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、同項第9号中「原湯を貯留する」及び「（以下「貯湯槽」という。））」を削り、同号を同項第11号とし、同項中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 水位計配管は、1週間に1回以上、消毒すること。

(9) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）は、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適宜清掃及び消毒を行うこと。

別表第1第2項第11号中「ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽」を「循環式浴槽」に改め、同項中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 調節箱を設置する場合にあっては、清掃しやすい構造とすること。

別表第1第2項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 水位計を設置する場合にあっては、配管内を洗浄及び消毒できる構造又は配管等を要しない構造とすること。

別表第2第1項第5号中「第8号」を「第9号」に、「第10号」を「第12号」に、「第15号」を「第17号」に、「第20号」を「第22号」に改め、同表第2項第9号中「第15号」を「第17号」に改める。

別表第3第3項中「第7号」を「第8号」に、「第11号」を「第13号」に、「第14号」を「第16号」に、「第16号」を「第18号」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けている公衆浴場又は現に同項の規定による許可の申請がされている公衆浴場が改正後の条例別表第1第2項第14号及び第16号に掲げる基準に適合しないときは、当該公衆浴場については、増築、改築、大規模の修繕等により当該公衆浴場の構造設備が変更される日までの間、これらの規定は、適用しない。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

一般公衆浴場の衛生措置の基準のうち浴槽水中の遊離残留塩素濃度の基準を改めること、一般公衆浴場の構造設備の基準に水位計及び調節箱を設置する場合の基準を追加すること等のため、この条例を制定するものである。